

令和 8 年度第 1 回（第 6 4 回）旭川市男女共同参画審議会 会議の記録	
日時	令和 8 年 6 月 9 日（火） 1 8 時 3 0 分～ 2 0 時 0 0 分
場所	旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市役所 総合庁舎 7 階 多目的室
出席者	委員 8 名 丸山会長、小松副会長、アルハラル委員、内藤委員、塩尻委員、西館委員、矢三委員、米沢委員 （五十音順） ※議事録内の委員の記号（「A 委員」等）は会議内での発言があった順であり、上記順序には無関係です。 事務局 4 名 木村こども・女性・若者未来部長、松山こども・女性・若者未来部次長、藤田主幹、吉田主査
欠席者	桶委員、久保委員、中川委員。（欠員 1）
会議の公開・非公開	公開
傍聴の数	1 名
会議資料	参考 1 令和 8 年度第 1 回 旭川市男女共同参画審議会 資料一覧表 参考 2 令和 8 年度第 1 回 旭川市男女共同参画審議会 概要 資料 1 令和 8 年度実施事業（男女共同参画関連） 資料 2 プラン関連主要施策数（基本目標等ごと） 資料 3 プラン関連主要施策一覧 資料 4 プラン関連主要施策 追加資料 女性・若者応援課 R7 年度・R8 年度人員・予算比較表
会議内容	
1 事務局紹介	
事務局	事務局職員の紹介を行った。
2 部長挨拶	
こども・女性・若者未来部長	【要旨】 ● 本市の男女共同参画は、昨年度まで 1 部 1 課体制だったが、こども、女性、若者そして子育て世代への支援を切れ目なく実施するために、4 月の機構改革により、今年度からは「こども・女性・若者未来部」の「女性・若者応援課」で担当することになった。 ● 課の所管事務としては、市民活動の関連施策が移り、新たに若者施策を所管する。 ● 本審議会の事務局を含めた男女共同参画・DV 防止施策に関しては、そのまま全て

	引き継いでおり、男女共同参画等の関連事業についてはより効果的な事業となるよう内容の見直しをしながら、これまでと変わらず事業に取り組んでいく。 ● 今回の機構改革にあたっては様々な御意見をいただいているが、組織体制や名称が変わっても本市の男女共同参画等への考え方が変わるものではない。4月に施行した「旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～」により、今後とも取組みを推進していく。
3 会議成立の報告	
事務局	条例施行規則第11条の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議が成立していることを報告した。
4 資料説明	
事務局	資料について説明した。
5 議題	
(1) 令和8年度実施事業（男女共同参画関連）について	
事務局	資料1について説明した。 【要旨】 ● 「1 男女共同参画推進事業」では、多様性を受容し、誰もが生き生きと活躍しながら安心して暮らせる社会の実現に向け、性的マイノリティへの支援に取り組む。 ● また、男女共同参画理念や人権意識の浸透のため、啓発活動や男女共同参画の推進に取り組む団体への支援を行う。 ● 市の基本計画である旭川市ジェンダー平等プランに従い各種施策を推進すること、この事業に含まれている。 ● 「2 女性活躍・ワークライフバランス推進事業」では、女性の職業生活における活躍やワークライフバランスを推進するため、質の高い啓発事業を実施し、誰もが能力に応じて活躍できる社会に向けた市民意識の醸成を図る。 ● 具体的には男女共同参画に関する連続講座を実施する。今年度は「食と心」をテーマに、アンガーマネジメントやコミュニケーション能力向上など女性の長期的な活躍に繋がる講座を予定している。また、働く女性のキャリア形成に資するよう、ロールモデルや異業種交流などによるネットワーク形成支援についても実施する。 ● 多様な働き方の推進のため、企業に向けた啓発として、多様な働き方に関する認定や表彰や、動機付けとなる取組として企業が出展できる合同企業説明会、意識啓発のための企業向けセミナーを実施予定である。 ● 「3 女性デジタル人材・起業家育成事業」では、女性の多様な働き方を推進し、女性のキャリア形成と就労継続を支援するとともに、女性にとって魅力的な就労

	環境を地域に創出するため、女性デジタル人材や女性起業家の育成に取り組む。 ● 家事、育児、介護等で時間的に制限があり、稼働出来ていない女性を対象に、時間に縛られない多様な働き方である在宅ワーク（リモートワーク）の支援を実施する。具体的には、SNS 投稿作成等企業案件獲得のためのデジタルスキル獲得について伴走型セミナーの実施、クラウドソーシングへの登録支援及び案件についての OJT を実施することで、社会参加の機会を創出する。 ● また、創業前～創業したて、これから規模を拡大していきたいと考えている人を対象に地域の雇用につながる法人起業家の育成とそれを支えるネットワーク形成に取り組む。 ● 「4 女性相談事業」では、女性が抱える様々な日常の悩みや課題に対し、女性相談室において相談支援を行い、配偶者暴力相談支援センターにおいてDV被害者の対応や保護を行う。 ● また、民間シェルターを運営する団体に対し、その運営事業に対する補助を行う。 ● 相談者に、一層適切な支援を実施できるよう、庁内の関係各課と情報交換や連携を図る会議や、相談員のスキルアップの取組を実施する。 ● 「5 母子生活支援施設等運営費」は、児童虐待、DV、経済的理由等で特に生活支援を必要とする母子を保護するため、保護を実施した母子生活支援施設に対し、費用を支弁するもの。また、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産を受けることができない妊産婦を対象に、助産を実施した助産施設に対し、費用を支弁する。 ● 「6 母子生活支援施設整備特別補助金」は、法令に基づき、社会福祉法人が行う母子生活支援施設整備事業に対し助成するもの。 ● 「7 つながりサポート事業」では、幅広い世代の困難を抱えた市民に対し、不安解消や問題解決に向けた支援を届けるため、居場所づくり事業を通じた支援機関の紹介とSNS（LINE）を活用した相談の実施、既存の相談窓口や支援につながりにくい層に届くアウトリーチ型支援に取り組む。 ● また、金銭的困難を抱えるひとり親家庭等を対象に所得向上を目的としたセミナーを開催し、税法上の仕組みや各種制度に関する基礎知識を提供することで、不安を軽減し、働く力を高めていける取り組みを行う。 ● 最後に「8 キャリアの保健室事業」では、ライフイベントの影響を受けやすく、就労継続やキャリア形成に課題が生じやすい女性の就労を支え、男女が共に仕事と生活の場で希望する活躍を実現し、長く心身共に健康を維持しながら就労を継続することができるよう、中小企業診断士などの専門家による相談支援窓口を昨年に引き続き設置する。
--	---

	● また、相談で蓄積された従業員ニーズ等の情報を企業へフィードバックし、自主的な取組を支援し、人材定着に向けた一助とすることで地域全体の雇用環境向上を図る。 ● さらに今年度は、若年層に向けたキャリア教育事業として、市内の高校などで出前授業を行い、若年層の流出抑制と地域企業の魅力向上を図るとともに、就労環境改善のために若年層のニーズを把握・分析する。
会長	意見や質問があればお願いします。
A 委員	「キャリアの保健室事業」に、キャリア出前授業があるが、市内には大学が3つもあるので、市民としてはぜひ若い人たちに旭川に定着してもらいたい。具体的にどのような話を高校生に行う予定になるのか。
事務局	もともと実施していた「キャリアの保健室事業」に、今年度から新たに市内の高校や大学への出前授業っていうものを加えたもの。 既に旭川南高校で一度実施した。カリキュラムはさまざまあるが、基本的にはキャリアの保健室事業を委託している中小企業診断士が、旭川の中小企業の魅力を知ってもらえるような授業を行う。学校の希望により中身を変えるが、前は旭川の企業の魅力を知ってもらうという授業・講話に加えて旭川の企業の代表の方などに来ていただき、その企業の魅力などを語ってもらった。これにより、高校生や大学生に旭川の企業の魅力を知ってもらい、例えば市外の大学に進学し、卒業後の就職先を考えるにあたって、旭川に戻ってくるようなきっかけづくり、動機付けになるようなものとしている。また、高校生や大学生の意見を吸い上げて、それを企業にもフィードバックするような仕組みも考えている。
B 委員	「企業」や「地域に残ってもらう」というキーワードが出たが、女性活躍という枠から少し出ているような印象。また、「就職」や「就労」といったキーワードは少し重たく聞こえ、女性活躍と関係ないわけではないが、例えば地域振興課など、部署を越えた横展開は事業の中で図られているのか。
事務局	経済部寄りの事業に聞こえてしまうかと思うが、もともとは女性の働きやすい職場環境づくり、女性活躍を目的に事業を始め、それを進める中で、女性だけが働きやすい職場を作るわけではないことに行きついた。スタートは女性活躍だが、誰もが働きやすい職場づくりや、男性も含めて旭川の地域の魅力を知っていただいて戻ってきてもらうというところに今は進んでいる。ゆくゆくは、女性活躍とは離れてしまうかもしれないが、若年層の転出抑制等に繋げていきたいと考えている。 横展開については、この事業はもちろん、多様な働き方の推進の関係の事業などで、経済部と連携をしている。経済部が行えるような事業ではあるが、女性活躍というところを重視したイメージとなる。経済部も同じような事業をやっているが、例えばセミナーを共催で行ったり、相互に事業を周知したり、経済部の所管する会議体に入って話を進めたりなど、経済部と連携している。起業家育成関係の事業についても、当課の事業とは別に、経済部の方でも内容が重複しないような事業を行っており、お互

	い連携している。 旭川市全体としては、若者や女性に選ばれるまちを目指している。前身の女性活躍推進部が令和５年度に立ち上がった時も、女性が活躍できるまち、若者にも選ばれるまちという大きな組織目標を持っており、今こうやって施策を進めている。 この事業は経済部寄りだが、男女共同参画はすべてのものに関わることなので、すべての取組は組織における横串になると考えている。相乗効果を狙えるよう連携が内部でもできているのかなと思う。
B 委員	効果的という点で、やはり縦割り組織というのは非常によくわかるが、効果的に横展開がなされるよう期待したい。
C 委員	女性・若者支援の課という名前が付いたことで、本来は他の部局で主体的にすべきことが、部署を分けて実施しているという形が見えることが気になった。別々の部局で事業に取り組むにしても、市の総体的な動きがバラバラにならないよう協力し合ったり、それぞれの成果を報告しあったりなどしないと、ただ各部局で事業をただけのものになってしまう。その点だけはしっかり進めていただきたいと思う。女性・若者応援課だけではなく、他部局も自覚して協力して事業をしなければいけないので、女性・若者応援課からも他部局に強くそれを求めてやってもらいたい。
事務局	まさにそのとおりで、男女共同参画は「当たり前」のことであり、すべての施策に関わる。名称等に「男女共同参画」「女性」「若者」とついただけで他部局の本来の事業が女性・若者応援課とならないよう進めていきたい。
D 委員	学校に勤務し、自分も女性で子育てをしてきた身としてすごく思うのが、ロールモデルの話だ。 小学生レベルだと自分の母親の働き方がすごくロールモデルになると感じている。子供が母親の働く姿、大変そうな様子を見ながらも、学校であれば放課後児童クラブであるとか、一人親だった場合の支援などいろいろな母親を手助けできる取組により、子供たちが母親をロールモデルにして旭川市に残り仕事に就けるようにしていくという見方も一つあると思う。子供と接するときに、母親の働き方は男女問わず結構見ているなと特に感じる場所があり、常々、将来の旭川を担っていくこどもづくりに直結するなと感じている。 中学校の子供たちも女性教諭の働き方をすごく見ており、そのことを子供と話す機会もあった。ぜひ女性が旭川市内で働き子供を育てていくことが脈々と続いていくような取り組みがあるとよいと思っている。
事務局	既に子は独り立ちしたが、自分自身がどういう風に見られていたのかなと今思いながら話を伺った。
C 委員	私は母親と同じようになりたくないとか、母親を乗り越え母親みたいな大人になりたいとか、色んな考えが出てくるだろう。
E 委員	私は 50 歳台前半でまさに今の親子の話の中にいる年齢かなと思う。小学生、中学生、高校生の子がいる。本日は、前回の会議を欠席したため初参加となる。会議の開

	始直前の到着となってしまう申し訳なかったが、仕事を終え、食事を作り子供にご飯をあげてくるので、どうしても慌ただしくなってしまう。働きながら子育てをすることで、家政婦が欲しいと思っているほどだ。この間初めて調理だけをしてくれるサービスを頼んだが、市の事業では、対象が未就学児であり、私の家庭は対象にならなかった。民間で探したところ、調理だけ予約に空きがなかった。掃除洗濯などあり、ターゲットは恐らく介護なのだろう。私が探しているようなサービスはなく、私と同じようにサービスがほしい人はいないのかなと思っている。そういうのもあり本審議会にぜひ入りたいと思った。 私の中学生の子は女子だが、反抗期もあり、私の働き方をどう思っているのかわからない。いま勉強しなければならないのはやりたい仕事に就くためだと言っている。 会社として多様な働き方のシルバー認定を取得しており、今年は次の上を狙おうかなと思っているが、若者の流出を防がないと旭川の人口減少を止められない。こども・女性・若者未来部にあっていのかどうかはわからないが、市全体として取り組んでいかなければならない。 LGBTQ やワークライフバランスなどのキーワードが多分この部に合致すると思う。旭川市として力を上げて取り組んでもらいたいし私も何かできればと思っている。しっかり内容を詰めて一つでも二つでも何か成果のあるものを作っていきたいなと思っている。
F 委員	ワークライフバランス推進事業の中の（２）女性活躍の推進に寄与する「多様な働き方」を推進する事業者の認定について、どのような考え方で認定しているのか。その認定の中からまたさらに表彰をするのか。
事務局	多様な働き方の認定表彰制度については、いくつかの項目があり、例えば介護休暇や育児休暇などを取りやすい状況にあるとか、女性の管理職比率が高いとか、入社３年以内の離職率が低いとかにより、働きやすい状況が整っているかを認定するもの。10 個の項目があり、その個数によってブロンズからプラチナまで４段階の認定をしている。 表彰制度は、認定制度を募集した中から、さらに別基準の表彰に手上げをしたいかを募っている。表彰は「ワークライフバランス部門」、「ダイバーシティ＆インクルージョン部門」、「人材育成・働きがい部門」の３項目あり、企業がどれにするかを選んで応募をする。 昨年は認定で８者、その中から表彰に何社か申し込んでもらった中から審査を経て５者を表彰した。
E 委員	自分の会社もシルバー認定を取得した。費用がかかることでないので、認定がもらえるものはやってみようと思募した。認定のためにクリアすべき項目があるので、会社に取り組めていないことの気づきになり、それを改善していこうと取り組むことができた。認定をもらい、それを HP や名刺に載せたりできる。会社が認定を受けた目的は求人をアップさせたかったというものがある。どういう風に会社の認知度を上げたらいいのかと考えていたことと、求人を見た方も旭川市から認定されてることで安心してもらえる。また、取引している企業もこれを見て、認定をどう受けられ

	いかという話題になったりもして横のつながりも増えた。名刺渡すと認定について皆さん見ていただけるので、結構制度の効果はあるのかなと思う。
F 委員	審査そのものは市が行うのか？
事務局	市で行う。表彰は選考委員会を組織し多様な働き方アドバイザーに就いてもらっている専門家 2 名とあと市役所職員の委員で構成している。 E 委員の話を聞いて、制度の波及を知り驚いた。地域全体で口コミで広がることは大事なのでありがたい。
C 委員	広報誌に掲載される写真が男性ばかりではなく、こういう認定をもらって女性も載ってほしいと思う。
事務局	市内経営者層は圧倒的に男性が多い。働きやすさを求めることは、女性だけが働きやすいことではなくて男性も含めた全員が働きやすいものを目指すことだ。そういう企業風土にしていくためには、色々な企業が制度に応募してくれるとか、女性の経営者がいることへの期待などが口コミで広がり、少しずつ底上げしていく必要があり、即効性はないが、尽力してもらっている企業が増えてきて感謝している。
(2) 旭川市ジェンダー平等プランの関連主要施策について	
事務局	資料 2、3、4 について説明した。 【要旨】 ● 4 月から施行している旭川市ジェンダー平等プラン（以降は「プラン」とする）においては、3 つの基本目標、9 つの基本的方向、22 の施策の方向性を示しており、具体的な事業・取組みは記載していない。市役所内の各部局に調査を行い、プランに紐づくことになる関連主要施策を取りまとめ、市役所内での会議に諮り終わった。 ● 関連主要施策の数は 238 となった。このうち、複数の項目にわたり該当する事業（再掲事業）は 105 となった。 ● 説明をするにあたって、「プランの基本目標等ごと」で施策数を整理した。別紙 2 をご覧ください。3 つの基本目標については、 「基本目標 1 ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進」には 59 施策、 「基本目標 2 あらゆる分野でのジェンダー平等の推進」には 75 施策、 「基本目標 3 誰もが安心して暮らせる社会の実現」には 104 施策が位置付けられた。 ● 資料のとおり各項目に満遍なく施策が位置付けられている。 ● 令和 8 年度はこれら主要施策の実施により、プランを推進していく。 ● 資料 3 は事業の一覧で、資料 4 はその具体的な内容になるが、事業数 238 個と多数あるため、個別の説明は省略する。 ● これら事業は来年度に実績を調査し、取りまとめる。とりまとめ結果はその後の本審議会で報告する。
会長	意見や質問があればお願いします。

副会長	資料3にて「R8 関連予算事業名」に「ゼロ予算」とあるのは、事業を「やらない」のか、あるいは「予算をかけずにやる」のか、どちらか。
事務局	「予算をかけずにやる」になる。例えば職員が講師を行うものや、業務を執り行うやり方などなどはそれに対して予算が発生するものではないので「ゼロ予算」と記載している。
副会長	「ゼロ予算」とあるところは、既にある人員やあるもの・資材でやると承知した。
C 委員	ほとんどの事業は以前からの継続事業か。
事務局	ほぼ継続の事業である。
C 委員	多分そうだろうなと思っていた。長く続いている項目が多いなと感じた。 これまでの事業の積み重ねや成果としてもう少しで成果が出るとか、それとも同じことが繰り返されている事業なっているとか、発展性が見たい。これだけはもっと進めたいというものがあれば教えていただきたい。 さっき D 委員がおっしゃったように、中学生とか高校生とかの事業が多いが、目先を変えて、小学生が思うことをまとめたり、話し合いをしたりなどを、学校の授業の中で取り組むといったようなものが、プランの中を含めることができればうれしい。プランとして作り上げていくのであれば、もう少しうれしく、わくわくするようなものがほしいと思う。 少し話がそれるかもしれないが、旭川は生活保護受給者が結構多い。母子家庭でアルバイト・パートで生活をつないできた人たちは、キャリアがない。起業も良いが、女性たちが自分をキャリアアップするために何かを学ぶものがこの中の事業の中に入り、女性を育てる、女性のレベルを上げることで、母子家庭でも、あるいは単身の女性でも、旭川はいいまちだ、女性に優しいまちだとなっていけばいいなと思うし、そういうアイデアを入れ込められたらという思いだ。
事務局	今の御意見は女性の底上げといったような内容だったが、資料1の7（3）の「ひとり親家庭等所得向上支援対策事業」がまさにそのような事業である。 今年初めて手掛ける事業で、中身はこれから詰めていくが、まさにひとり親家庭の方が、「これをやればこのお金がもらえる」とか「こういう働き方をすればこういうことで所得が上がる」などの基本的なことを知らない場合が多いことを、社会福祉協議会の相談員から伺った。知識がないために所得をあげる機会を失っているという話を伺い、今年事業を行う。 ひとり親家庭の方を対象に、税理士やキャリアコンサルタントなどの知識のある方を講師にして、税の知識とか社会資源をうまく取り入れるようなことを学ぶ5回の連続講座の予定である。最後は個別相談会みたいなのも入れたいと思っている。 今年の市政方針でもこの事業のことが言及されている。
B 委員	例えば表彰制度などは知らなかった。広報活動の施策も含まれていると思うが、例えば旭川市民の日とかに出張っていくもいいのではないかと思う。あとは例えば旭川

	の健康まつりも関連がないわけではない。 市民への啓発活動、旭川市のアプリを使うなどの広報への重みがあまり見られない印象を受けた。
事務局	ご意見の通りで、知ってもらうことがまず大切。様々な発信ツールを活用していきたい。
会長	他に意見がなければ次の議題へ移る。
(3) その他	
会長	その他に事務局から何かあるか
事務局	● 本日都合により欠席された G 委員から事前に意見等の提出があったので、それに伴う追加資料を配付し、内容を紹介する。 ● G 委員からの意見を紹介する。 ● G 委員からの意見「意見等があれば事前に文章で提出することができると伺ったので、報告と要望をさせていただく。 私たち〈団体 A〉は、他の 5 つの女性団体と共に、1 月 14 日に市長に要望書を提出した。市からは次年度からの機構改革においては「女性政策を所管する単独の課の設置はできない」という回答がきた。〈団体 A〉は要望書の通り、女性政策と若者政策を同じ課で扱うことにたいへん違和感があり、今でも分離すべきと考えている。以上、報告をし、次回には皆様のご意見をお伺いできたならたいへんうれしい。 次に要望です。 昨年までの女性政策を単独で所管する女性活躍推進部の人員体制と予算、決算と、今年度からの新体制である子ども・女性・若者未来部の女性若者応援課の人員体制と予算の比較表を委員の皆様と共有させていただきたい。 以上、報告と要望をさせていただく。よろしくお願いいたします。」 ● なお、要望書については内容が重複するため、要望部分のみ読み上げる。「要望 女性政策のみを担当する単独の「課」を設け、女性政策を更に推進していくこと。」 ● 以上が G 委員からの意見等になる。 ● この意見を受け、説明等をする。先に後半の内容である人員体制と予算・決算についての比較資料について説明する。 ● 追加資料を御覧ください。資料の上半分が人員についての比較表となる。 ● 令和 7 年度は 1 部 1 課の組織だったため、部長も表に含めている。また、国へ派遣中の職員で便宜上課に所属となっていた一般職の職員 1 名についても表に含めている。実際に事業に取り組む課の人員としては管理職 1 名と管理職以外が 6 名の計 7 名であった。 ● 令和 8 年度は管理職が課長級である「主幹」が増えて 2 名、管理職以外が 6 名の計 8 名となった。 ● 資料の下半分が予算についての比較表である。なお、令和 7 年度決算については、

	現在とりまとめ作業中のため数字は示せないが、国の交付金を活用している事業が多いという性質上、概ね予算通りの執行と認識していただければと思う。 ● 事業の金額増減について、概ね、女性活躍系の事業は予算が減少し、女性相談やDV防止施策、困難女性支援については増額し、男女共同参画関係予算全体としては約700万円の増額となっている。 ● 減額のあった2事業についてはニーズや成果を踏まえ、見直して最適化した結果、予算としては減額となった。 ● 表の下部の3項目は、4月の機構改革によってなくなった事業と増えた事業になり、いずれも男女共同参画関係の業務ではない。参考に掲載した。 ● 続いて前半部分の意見として、「女性政策と若者政策を同じ課で扱うことに違和感があり、分離すべきと思うが、審議会委員の意見を伺いたい」とあった。 ● これについて本日は、課の分離の是非という内容ではなく、意見交換の実施自体についてどのように取り扱うかご意見をいただければと思う。
会長	意見や質問があればお願いします。
C 委員	私の時代、最初に役所の課ができた40年前くらいには女性と青少年がまとまった課であった。それで男女共同参画とか男女平等など様々な意見が出て、ようやく何十年か経って女性と青少年を分けて独立した課ができて成果が実ったなと思い、喜んでいただけたところだ。 「こども・女性・若者」となれば、高齢の女性はこちらに入らないのかとったりもした。女性と若者が一緒になると、やはり微妙的なニュアンスが出てきて、少し違和感を覚えている。 昔の男性の方たちは「女・子供」といつも言葉を並べていたので、やっと女性が独立して課ができたことに非常な喜びをもっていたが、それが数年のうちにこういう形に変わったのは非常に残念だなという風に思っている。 決められたものは仕方はないが、課で取り組む内容として、幅広い女性たちが困らないような政策を打ち出していただきたいなと、非常にその気持ちだけは持っている。
会長	C委員の意見は本当にその通りのところで、青少年と女性とは分けた方が良いというところはすごく共感するが、審議会で取り上げるかというところもご検討いただければと思う。悩ましいところだが、この審議会の根拠となっている条例第29条を確認すると、 「審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 基本計画に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的事項 2 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、市長に意見を述べるができる。」 となっている。この解釈がいろいろあると思うが、審議会そのものはまずは基本計画の審議をする場であるとなっている。もちろん付随する事項を色々審議することを妨げられないとは思いますが、それも含めてご意見をお聞きできればと思う。判断が少し難

	しい内容ではある。組織の構成の話になっているので、この審議会で扱っていいのか悩ましいところだ。それも含めてご意見をいただきたい。
A 委員	基本的事項となれば部・課というのは本当に土台の部分なので審議することは差支えないことだとは思う。しかし、この審議会の意見は市長の部の編成だとかを縛らないので、審議会の意見として挙げることはできると思うが、要望の目的は「女性政策のみを担当する単独の「課」を設ける」であるので、これをこの審議会で意見を上げられるかっていうと、決して上げられないことだと思う。そんなところまでの権限はこの審議会はないと思う。 どうしても行政の業務は縦割りになりがちな部分があるから、女性のみを扱う課が今まであった中でおそらく、他部局と十分な審議であったり協力であったりそういうところに支障がきつとあったのではないか。それを統合することによってより推進ができるとしての部署の統合だったと推察する。逆に女性政策のみを担当する単独の「課」を設けた場合、今まで横で協力できたところが、逆に後退しないのかっていうのが少し危惧するところだ。 ただ、組織についての私個人の意見は別として、この審議会で合意ができれば、要望を出すことについては個人的には妨げるものではないのかなと思う。
B 委員	私も審議をする希望があるならそれも良いと思うが、やはり、審議をしたとて今から変わるものではないという事実もある。そのため、私は今回の部の統合は決して歴史の逆行ではないとポジティブな面をとらえていくべきだと非常に思うところだ。それも踏まえて、私見のエールとなるが、これはもう「圧倒的な成果」で示すしかないと思う。今回の課は昔とは違うと。各課のリーダーシップを強力にとり、横展開も行い、色んな部署でリーダーシップをとっていくぐらい取り組む。「旭川市がすごく盛り上がった、これはこの課がリーダーシップをとったからだ」ぐらいの圧倒的な成果をもってしか示せるところではないと思う。 C 委員も仰った前年度ベースの事業ではなく、いい意味でポジティブに新しいことにも手を付けつつ、繰り返しになるが「圧倒的な成果」を示すことで解決できる問題なのではないかなと、エールを発言したいと思う。
事務局	やはり男女共同参画の施策は、30年前の北京会議で、本当に女性の立場が世界的に低く、いろんな差別とか困難な状況から、男女共同参画の施策が生まれたという経緯がある。女性の権利を上げようということで国も法律を作り、市も条例を作ってこういう施策を展開してきた。まだまだ女性の立場が弱いところは正直なところ感じているし、困難な状況にある方がたくさんいらっしゃる。そこを一生懸命やることは私たちの大きなミッションの一つであり、女性活躍だけではなく、やっぱりそういう困難な人たちも含めた女性のための施策で一生懸命支えていくことは私たちの大事な役目である。 一方で、男女共同参画では男性、例えば経営者の男性の考え方も変えていかなければならない、アンコンシャスバイアスをどんどん解消していかなければならない。働きかける対象は男性にも向いているし、男性も「男らしくなきゃいけない」と言われ

	るなどのジェンダーの悩みを持つなど、困難を抱えている人は決して女性だけではない状況もあると思いながら、プランを作っていた。 すべての人が多様性をもってそれが認められる世の中にするのがとても大事なことだと思いながら、G 委員の言葉もすごく重たいものと受け止めている。B 委員の圧倒的になっていう、ものすごくプレッシャーのかかるエールをいただいたが、過去は男女共同参画＝女性政策というところも本当にあるし、今でもまだまだ至らぬところはたくさんあるので、そういう思いにはしっかり答えていきたい。
F 委員	例えば札幌など、他の市町村では、このようなこどもと女性と若者と一緒にした部局の名称なのか。それとも旭川独特のスタイルなのか。
C 委員	国が「男女共同参画推進局」を持っている。国の方針は変わっていない。だから突如として旭川が変わった状況。想像だが、「未来に向かう」という、すごくいい名称アイデアだとひらめいたのではないかなと思う。
A 委員	札幌市は男女共同参画課となっているようだ。
F 委員	以前、プランの名称を検討するときに、様々な市町村の計画名称を比べたこともあった。確かに、この御意見もなるほどなところもある。ただ、私はこれは審議会で決めるというよりは市議会などの方で決めることなのかと思う。審議会でも意見として言えるのでしょうか。
B 委員	私はさっきも言ったが、成果にフォーカスすべきというところで一致していいんじゃないかなと思う。来年度できる旭川市の総合計画の骨子がそろそろ作られると思うが、その中に危惧されている女性のキーワードですとか文言をちゃんと盛り込んでいくことを今から取り組むことが、多分今のタイミングでできる成果の一つになるのではないかなと思う。総合計画に皆さんが納得できる文言が盛り込まれるという成果が取れたのであれば、ネガティブなイメージを払拭できるのではないかなと思っている。
副会長	事務局に確認したいのだが、この会議の回数を考えてこの議論に次の 1 回を充てる余裕はあるのか。
事務局	次の会議は今年度は 2 月になる予定である。去年は開催数が多かった。
C 委員	去年はプランを審議するために、開催回数が多かったと認識している。
事務局	多分他の審議会も何か計画など策定することが無ければ年 1 回か 2 回程度の開催が多いかなと思う。次回は今年実施した施策の進捗を 2 月に報告する。例えば参加者何人に達したとか、成果を数字で見えていただき、進捗状況を審議していただくイメージだ。
E 委員	それで今年度の会議が終了ということでよいか。
事務局	そうである。
副会長	それであれば、B 委員が仰ったように圧倒的な成果を出すことに時間を費やすことが我々の責務かなと思う。一方で先ほどから議論になっていることが、なぜ、客観的な

	観点でいうと昔戻りをしたような組織名にしたのか、だ。 人を削減しなければいけない、合理化しなければいけないという事情が多分あるの だろう。それはどこの組織も改革しなければいけない。教育大学も同様だ。 しかし、名称は大変重要なものだ。「どのような考えでこの名称にしたのか」という ことに議論が向いたということを含め、この場で議論するのではないが、G委員から こういう要望が出て、その時の報告で〈団体A〉他5団体が1月に要望を出したが、 却下されたっていうことを知ったうえで、そういう意見が出たという報告について、 皆さんの合意があればだが、市の上部機関にあげてもらうことはできないか。
事務局	市役所内部の機関としては、副市長がトップにいる部長職により構成された男女共 同参画推進本部会議がある。そこで決定した事項が市の施策として最終的に決定する ものとなり、市の上部組織というところの男女共同参画推進本部会議になる。 その中で、今、副会長が仰ったように、諮るというよりはこういったご意見をいた だいてますと本部会議の場で共有することはできるかと思う。要綱とか見て確認はす るが、そういう方向で進めたいと思う。
E 委員	この要望書は今、市長が貰っていることになるのか。他の方はどこまでこれを知っ ているのか。
事務局	要望書は1月に既に市へ提出されている。
E 委員	具体的にはどうなったのか。
C 委員	要望書は出していただいたが返答はしているのか。具体的に何か動きはあったのか。
事務局	機構改革を担当した部局の部長等が、1月の要望対応時の説明が不十分だったとい う思いもあり〈団体A〉に説明のため数回伺っている。こちらの対応として丁寧さが 足りなかったところは、少しでもきちんと対応しようということで、私も一度一緒 にお伺いもした。それはそれとして、〈団体A〉として納得はできないというご意見だと 受け止めている。
会長	もし、審議会の意見として上げるのであれば、経緯など様々なものや資料などを検 討してみなければいけない。その場で意見を出すもの難しいので、さらに次回までに 各委員で検討してくることになると思うが、そうすると1回会議を使ってしまい、本 来の事業結果審議がどうなるのかというところもある。 これは御提案だが、「審議会としてこういう意見が出ました」というところにとどめ て、次回以降に特にそれを審議するっていう時間は設けずに、次回は本来の事業進捗 の審議を行うという形はどうか。
A 委員	意見が出たということはここで共有はされたと思うが、少なくとも市内の6団体が、 連名で出している要望書なので、例えば部の名称をまとめた経緯だとか、要望には応 えられなかったというその理由だとか、そういったものを要望者へ提示してもらうこ とは難しいのか。
事務局	要望者への文書での回答はすでに行っている。

A 委員	要望者に回答はされていると。
事務局	そのうえで、面談も行っている。新聞報道もされていた。
A 委員	既に文書回答をしているならば、再度文書を出すことにはならないと思う。失礼した。
会長	では、こういう御意見があったということ由市（事務局）の上部機関の位置にある男女共同参画推進本部会議にて報告してもらい、審議会としては審議はせずということではよろしいか。
	（一同同意）
会長	他になければ進行を事務局に返す。
6 閉会	
事務局	次回開催につきまして会議内で2月と申し上げたが、例年通りであれば2月上旬の開催を予定している。 内容は、本日の議題1でご説明した事業の実施状況の報告などになる予定である。